

2019 年度札幌国際芸術祭 2020 PR用コマーシャル映像制作業務 提案説明書

1 企画競争（プロポーザル）実施の目的

札幌国際芸術祭実行委員会（以下、「委託者」という。）では、令和2年（2020年）12月19日（土）に開幕する札幌国際芸術祭（略称 SIAF（サイアフ））2020 の開催に向けて現在準備を進めており、広く SIAF2020 の開催を周知するための PR 用コマーシャル映像（以下、「PR 映像」という。）を用いて広報することとしている。

本プロポーザルでは、SIAF2020 PR用コマーシャル映像制作業務における具体的かつ効果的な企画について提案を募る。

2 業務名

2019 年度札幌国際芸術祭 2020 PR用コマーシャル映像制作業務

3 業務履行期間

契約締結日から令和2年3月27日（金）まで

4 委託業務の内容

委託者が示す「2019 年度札幌国際芸術祭 2020 PR用コマーシャル映像制作方針（別添）」及び受託者が企画提案するPR映像の素案に基づき、委託者と協議のうえ、コマーシャル映像を制作すること（別紙仕様書案を参照）。

5 企画提案を求める項目

「2019 年度札幌国際芸術祭 2020PR 用コマーシャル映像制作方針」に基づき、以下の項目について企画提案すること。

（1）基本コンセプト

SIAF2020 のテーマ・コンセプトを踏まえて、映像制作の考え方やコンセプトを明記すること。

（2）映像の内容

制作する各映像の全体構成やシナリオが具体的に分かるように提案すること。また、提案内容についての説明を明記すること。

（3）執行体制・業務スケジュール

本業務の執行体制（企画、取材、編集）、業務スケジュールについて明記すること。

（4）過去の業務実績

過去の類似業務実績について明記すること。

6 予算規模

1,991,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 参加資格

（1）法人又は団体であること。

（2）本業務の目的を円滑かつ効率的に遂行し、委託者と円滑に協議ができる体制の事務所を札幌近郊に有していること。

（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- と。
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付け財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中ではないこと。
 - (5) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、札幌市税又は主たる事務所がある市町村の市町村税の滞納がないこと。
 - (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。
 - (7) 代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者ではないこと。
 - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと。
 - (9) 事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
 - (10) 参加意向申出書の提出日から起算し過去 3 年以内に 15 秒又は 30 秒程度のコマースシャル映像を制作した実績があること。

8 手続き等

(1) 担当部署・書類等提出先

札幌国際芸術祭実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）

担当：新井田、國安

住所：〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目札幌時計台ビル 10 階

札幌市市民文化局国際芸術祭担当部内

電話：011-211-2314 E-mail：info@siaf.jp

(2) 事務等取扱日時

平日の 8 時 45 分から 17 時 15 分まで。

(3) 全体日程

ア 企画提案書募集開始	令和元年 12 月 13 日（金）
イ 参加申出書等の提出	令和元年 12 月 20 日（金）12 時 必着
ウ 資格審査結果の通知	令和元年 12 月 23 日（月）
エ SIAF2020 のテーマ・コンセプト及びコミュニケーションマークの説明会	令和元年 12 月 24 日（火）14 時から 会場：札幌市資料館 2 階プロジェクトルーム

※説明会に参加できない場合は、説明会終了後メールにて通知する。なお、質問がある場合は（4）の質問及び回答に記載のとおり、電子メールにて行うこと。

オ 質問書の提出期限	令和元年 12 月 26 日（木）12 時 必着
カ 質問書に対する回答	令和元年 12 月 27 日（金）
キ 企画提案書等の提出期限	令和 2 年 1 月 14 日（火）12 時 必着
ク 審査（ヒアリング）	令和 2 年 1 月 20 日（月）13 時 30 分～17 時（予定）
ケ 事業者の選定等通知	令和 2 年 1 月 24 日（金）

(4) 質問及び回答

ア 質問がある場合は、（3）の質問書の提出期限までに「質問書（様式 1）」を（1）に示す書類等提出先に電子メールにて提出すること。件名は「（質問）PR 映像制作業務」とすること。

イ 電話又は口頭による質問は原則として受け付けない。

ウ 質問に対する回答は、質問者名を伏せて札幌国際芸術祭公式ウェブサイト (<http://siaf.jp/>) にて公開することとし、個別の回答は行わない。回答書は、提案説明書の追加又は修正として取り扱う。

(5) 参加申出書等の提出

ア 本企画競争に参加を希望する者は、(3)の参加申出書等の提出期限までに、以下の書類を(1)に示す書類等提出先に持参又は郵送(簡易書留等配達状況を確認できるものに限る。)により提出すること。

- ・参加意向申出書(様式2) 1部
- ・提案者概要(様式3) 1部

イ 提出された参加申出書等は返却しない。

(6) 企画提案書等の提出

ア 本企画競争に参加を希望する者は、(3)の企画提案書等の提出期限までに、以下の書類及びDVD-Rを(1)に示す書類等提出先に持参又は郵送(簡易書留等配達状況を確認できるものに限る。)により提出すること。

- ・企画提案書提出届(様式4) 1部
- ・企画提案書 10部
- ・見積書(経費の内訳も記入すること) 10部
- ・企画提案書のPDFデータを保存したDVD-R 1枚
- ・過去3年以内に制作したPR映像を保存したDVD-R 1枚
企画提案書の類似業務実績に記載した、15秒から30秒程度のPR映像をMPEG-4形式で保存すること。

イ 提出書類は、「9 提出書類作成要領」に基づき作成すること。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

9 提出書類作成要領

(1) 上記「5 企画提案を求める項目」に示す(1)～(3)の内容について記載すること。

(2) 企画提案書の書式は以下のとおりとすること。

ア A4(カラー可)で作成し、片面印刷のうえ左肩ホチキス留めをすること。

イ フォントサイズは10.5ポイント以上とすること。(写真等の説明文、イメージ図の説明文、注記文等は除く。)

10 審査及び事業者の選定

(1) 参加意向申出書等に基づき、参加資格の有無の審査を事務局が行う。

(2) 参加資格のある者について、企画提案書に基づき審査(ヒアリング)を「2019年度札幌国際芸術祭 2020 PR用コマーシャル映像制作業務に係る審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)が行う。

(3) 審査(ヒアリング)については以下のとおり。

ア ヒアリングの開催場所、時間は参加資格のあるものに対しメールで通知する。

イ ヒアリング参加人数は3名以内とする。

ウ ヒアリングでは、提案者が15分以内でプレゼンテーションを行い、その後、審査委員会委員との質疑応答(10分程度)を行う。なお、プレゼンテーションの中で、提出するDVD-Rに保存されているPR映像を基に、過去の実績を紹介すること。その際、SNSや大型ビジョンでの放送や、文字を読まなくても伝わる工夫などがあれば、その説明もすること。

- エ 事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションすること。追加資料の配布は認めない。なお、プレゼンテーションソフトを用いたプレゼンテーションも認める。プロジェクター及びスクリーンは委託者が用意する。
- (4) 審査（ヒアリング）において最も点数の高い者を契約候補者、二番目に点数の高い者を次点の候補者として選定する。

11 審査基準

- (1) 審査基準は別紙「審査基準」のとおりとする。
- (2) 審査は出席委員全員の満点の合計の6割を最低基準点とし、審査の結果、提案者全員が最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者の選定は行わない。
- (3) 提案者が1者のみの場合、最低基準点を超える場合は当該提案者を契約候補者とする。

12 審査結果の通知について

参加資格審査及びヒアリングの結果については、それぞれ上記「8 手続き等」の(3)に示す期間までにメール及び書面により通知する。

13 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (2) 採択された企画案について、提案者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を委託者に無償で譲渡するものとする。なお、不採択となった企画案の著作権はそれぞれの提案者に帰属する。
- (3) 提出された企画提案書等の書類は、委託者が本件の選定の公表等に必要となった場合、提案者の了承なく無償で使用できるものとする。
- (4) 提案者は、委託者に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び提案に際し第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (5) 企画提案の活用に当たり、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者が自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (6) 提出された企画提案書等の書類は、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開される場合がある。
- (7) 必要な範囲において、複製することがある。

14 契約

- (1) 本業務は企画提案を素案とし、委託者と協議の上、2019年度SIAF2020 PR用コマース映像を制作するものである（提案内容がそのまま契約内容となるものではありません）。
- (2) 契約は、選考された者（契約候補者）と委託者の間で契約内容の詳細を交渉のうえ、予算額の範囲内で締結する。
- (3) 契約候補者との協議が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。
- (4) 契約候補者が契約に至るまでの間に、会社更生法・民事再生法・破産法のいずれかの適用があった場合、経営状態が著しく不健全であると認められる場合、又は

札幌市が入札の参加停止を行うような事態が発生した場合等は、契約を締結しないことがある。

15 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) 以下の条件の一つに該当する場合には、失格となることがある。
 - ア 企画提案書に虚偽の記載がある場合。
 - イ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
 - ウ 選定中に会社更生法による更生手続開始又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた等、経営状態が著しく不健全であると認められる場合。
 - エ その他、審査委員会において不適切と認められた場合。
- (3) その他
 - ア 提出書類の作成及び提出、説明会、審査（ヒアリング）参加に係る経費については、提案者の負担とする。
 - イ 同一の提案者からの複数の提案書の提出は認めない。
 - ウ 委託者から受領した資料は、委託者の了解なく公表又は使用することはできない。
 - エ 受託者が当業務実績を自社広報物等にて公表するときは事前に委託者へ連絡すること。

16 問い合わせ先

札幌国際芸術祭実行委員会事務局（担当：新井田、^にいだ ^{くにやす}國安）

住 所：〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル10階

電 話：011-211-2314（平日8時45分～17時15分）

e-mail：info@siaf.jp